

～ 相続の基礎
「相続」を学ぼう!! ～

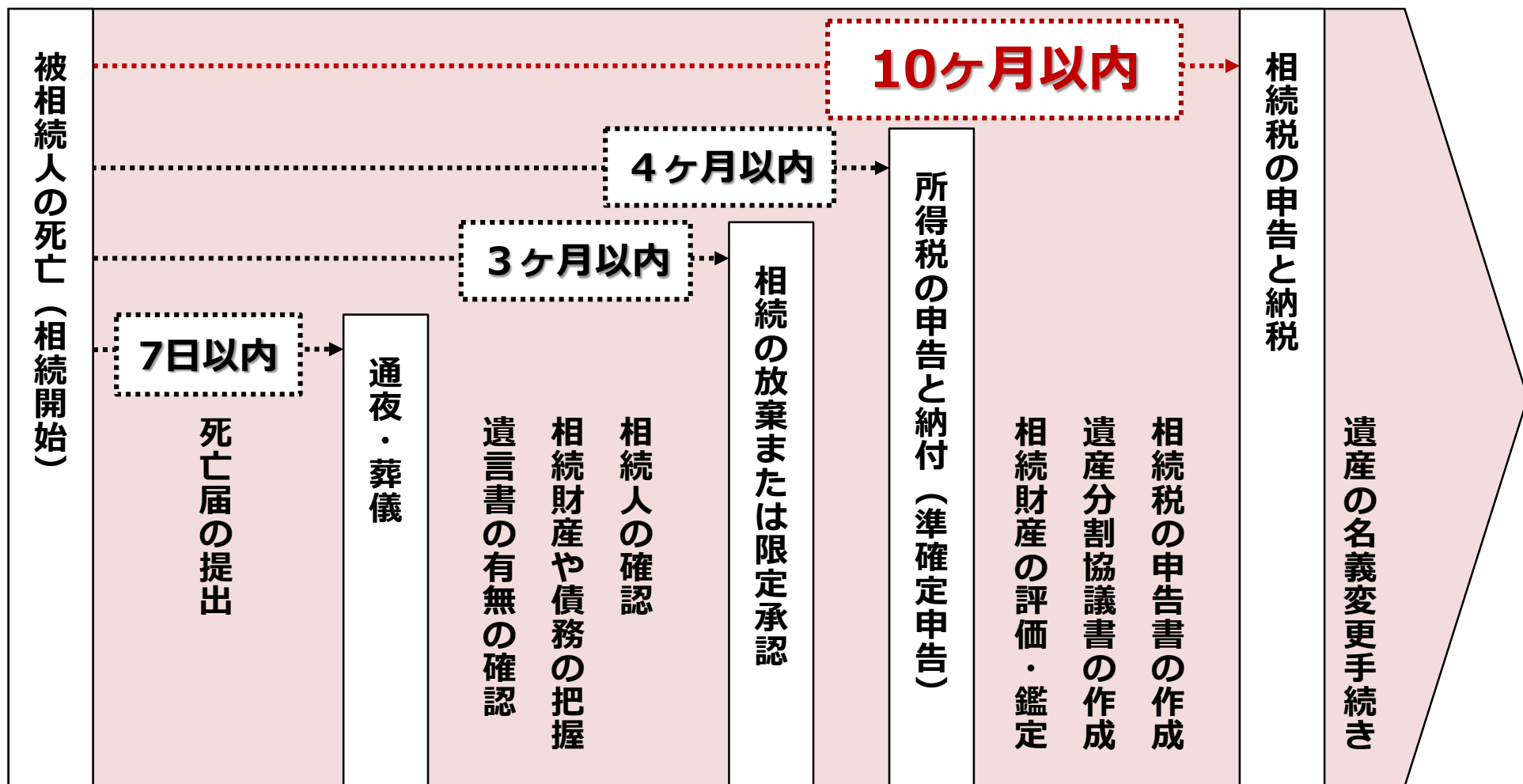
相続発生後の手続き



東海東京証券

1. 相続の流れ

◆相続税は、相続開始から**10ヶ月以内**に**申告**と**納税**が必要です。

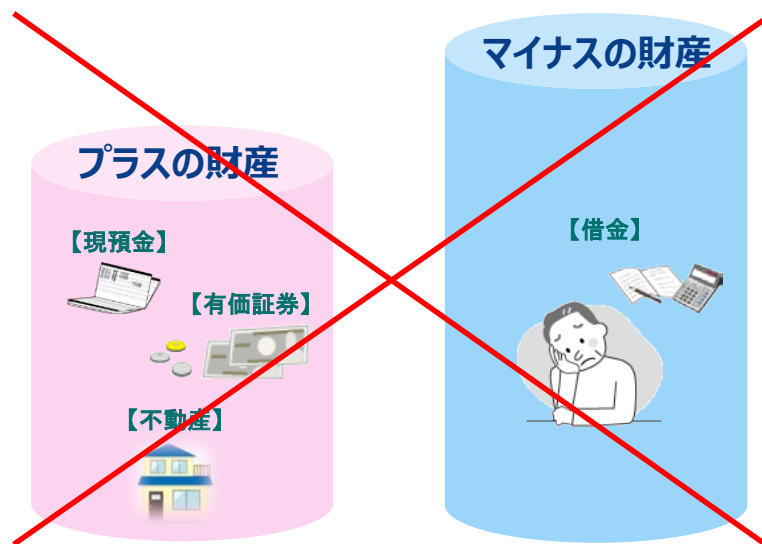


当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成30年1月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

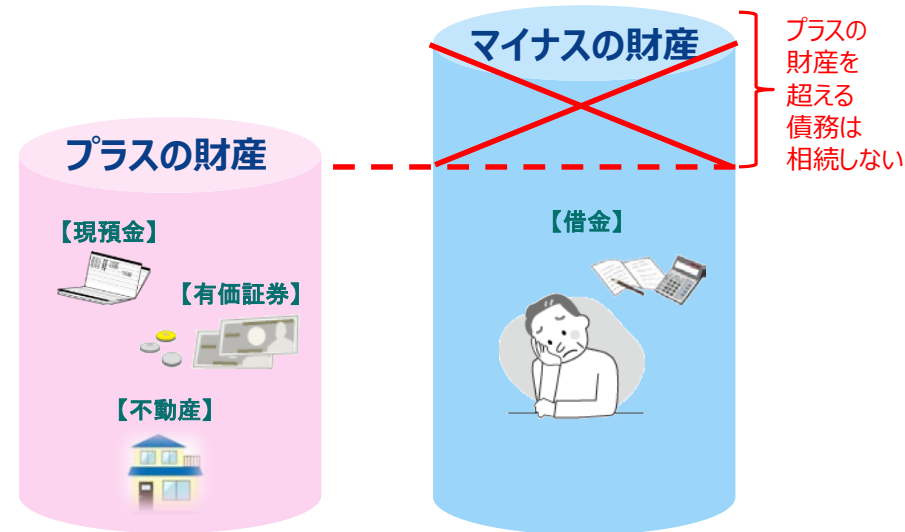
2. 相続の放棄または限定承認

一切の財産を相続しない「**相続放棄**」

プラスの財産の範囲内で相続する「**限定承認**」



相続人は、被相続人の権利や義務を一切受け継ぎません。



相続人は、相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぎます。



相続放棄または限定承認をするには、自己のために相続の開始があったことを知った時から**3ヶ月以内**に家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。

3. 準確定申告①

準確定申告が必要な場合	確定申告をしなければならない人が、 年の途中で亡くなった場合	
申告書を提出する人	<u>相続人</u>	
申告する所得	1月1日から亡くなった日までに 確定した所得	
いつまで	相続の開始があったことを 知った日の翌日から <u>4ヶ月以内</u>	



確定申告をしなければならない人が、翌年の1月1日から確定申告期限（※原則として翌年3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合は、前年分、本年分の準確定申告書を提出します。

3. 準確定申告②

準確定申告が必要となる主なケース

- 給与の年間収入金額が**2,000万円超**
- 給与所得、退職所得以外の所得金額が**20万円超**
- **2ヶ所以上**から給与をもらっている
- **公的年金等**による収入が**400万円超**
- 公的年金による雑所得以外の所得金額が**20万円超**
- アパートや土地等の**賃貸収入**がある
- **不動産を売却**した
- **生命保険**や**損害保険**の**一時金**や**満期金**を受取った



準確定申告をすると還付が受けられるケース

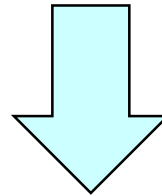
- 高額な**医療費**を払っている
- **各種控除**を受ける
- 給与所得や公的年金等の**源泉徴収**された所得税がある



4. 相続税の申告

相続税の申告

- ◆ 申告が必要な場合：①納税する相続税がある場合 ②特例の適用を受ける場合
- ◆ 申告書の提出先：被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署
- ◆ 申告期限：相続開始から10ヶ月以内
- ◆ 納付期限：相続開始から10ヶ月以内（申告期限と同じ）
- ◆ 納税方法：原則 現金での一括納付 条件を充たした場合には延納、物納も可能



相続税の申告を申告期限までにしないと・・・

- ◆ 小規模宅地等の評価減の特例を受けられない。
- ◆ 配偶者の税額軽減を受けられない。
- ◆ 延納・物納ができない。
- ◆ 延滞税、無申告加算税など、税額の加算がある。



【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 ： 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 ： 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会